

一 総則

1 目的

この法律は、移入生物種の管理等につき必要な事項を定めることにより、人間生存の基盤であり、豊かな生活、文化、精神の基礎である生物多様性の保全に寄与することを目的とする。

2 定義等

この法律において「移入生物種」とは本来国内に存在しない生物種のうち、本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入されるものをいう。種とは、種、亜種および地域個体群をいう。

また「特定有害移入生物種」とは、移入生物種のうち国内において現にまん延しており、又はまん延するおそれがある生物種であって、そのまん延が国内における生物の多様性の保全に特に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。この政令においては、種よりも上位の分類群を指定することができる。

また「特定島嶼間移入禁止生物種」とは、島嶼域において、特有で固有な進化を有した生物種（または個体群）の存続に重大な影響を及ぼす生物種であって、その移入によって島嶼域の生物の多様性の保全に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、島嶼域毎に政令で定めるものをいう。この政令においては、種よりも上位の分類群を指定することができる。

また「特定無害移入生物種」とは、移入生物種のうち、国内においてまん延しておらず、かつまん延するおそれがない生物種であって、国内における生物の多様性の保全に支障を及ぼすおそれがまったくないものとして、政令で定めるものをいう。この政令においては、種よりも上位の分類群を指定することができる。

及び の政令は、生物の多様性の保全に支障を及ぼす生物種に係る規制及び防除に関する国際的動向、生態についての科学的知見、取扱いの状況等を勘案して定めるものとする。

環境大臣は、及び の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、移入生物種評価科学委員会（後述）による科学的な評価を基にした中央環境審議会の意見を聴くだけでなく、広く一般に意見を聞き、自

然保護団体、利害関係人等の意見およびを聴かなければならない。

環境大臣は、生物多様性の確保のために緊急な措置が必要と判断した場合は、特定緊急対策種として定めることができる。その指定は、公示から3年間効力を有するが、その間に、早急に科学的評価を行い、指定の解除を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。指定期間内は、特定有害移入生物種と同様の取り扱いをするものとする。特定緊急対策種として指定された場合の補償については省令で規定するものとする。

国は、中央環境審議会の下に専門家からなる移入生物種評価科学委員会を設置する。

## 二 移入生物種の規制

### 1 輸入に関する制限 罰則あり

特定無害移入生物種以外の全ての移入生物種の生きている個体（卵、種子、孢子その他環境省令で定める物を含む。以下「個体等」という。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

の許可を受けようとする者は、氏名及び住所等、輸入しようとする個体等の種類、数量、原産国、性別、輸入の目的、輸入後の繁殖を含む管理方法その他環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。また、当該許可を受けようとする者は、国内に近縁種が存在するかどうか、国内希少種を食害しないか、越冬の可能性など、国内における生物の多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれについての環境リスク診断（基本評価）を行い、その報告書を申請書に添付しなければならない。

移入生物種評価科学委員会は当該報告書に基づき環境リスク評価を行う。まず、初期評価を行い、影響が軽微であれば、簡易審査に進め、そうでなければ正式審査に進めることを決める。

簡易審査は、移入生物種評価科学委員会が申請受理後15日以内に行い、環境大臣に結果を報告しなければならない。

正式審査は、公表・縦覧・意見受付手続きの上、それらの意見に基づき移入生物種評価科学委員会が申請受理後60日以内に行い、環境大臣に結果を報告しなければならない。

環境リスク診断及び評価の手続きは、移入生物種評価科学委員会による科学的な評価を基にした中央環境審議会の意見を聴いて、政令により定められるものとする。

環境大臣は、 の許可の申請があった場合において、特定有害移入生物種については、研究目的、指定機関での展示等、公共の利益に必要不可欠の場合を除き、輸入を許可しない。

環境大臣は の許可の申請があった場合においては、特定有害移入生物種以外の移入生物種については、当該申請に係る個体等について、環境リスク評価の結果、国内における生物の多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は適正な管理が行われないおそれがあると認めるときを除き、 の許可をしなければならない。

環境大臣は、 の許可に、必要な条件を付することができる。

の許可を申請した者は、その結果輸入不許可となった場合、環境大臣に対し不服審査を申立てることができる。

## 2 輸入及び販売の届け出

特定無害移入生物種以外の全ての移入生物種の生きている個体（卵、種子、孢子その他環境省令で定める物を含む。以下「個体等」という。）を業として輸入したり、販売しようとする者は、次に掲げる事項（準備中）を都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、生物多様性の保全のため必要があると認めるときは、特定無害移入生物種以外の全ての移入生物種の生きている個体（卵、種子、孢子その他環境省令で定める物を含む。以下「個体等」という。）を業として輸入したり、販売している者であって、前項の届出をしていないものについては、その店舗や倉庫に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

## 3 移動の禁止 罰則有り

特定島嶼間移入禁止生物種は、その個体等を、その種毎に指定された島嶼域へ持ち込んで서는ならない。

## 4 個体等の侵入の防止（非意図的導入の防止）

国は、特定有害移入生物種の個体等が輸入貨物への付着等によって国内に侵入することを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

国内で発見された非意図的な移入生物種が、定着・分布拡大の恐れがある場合には速やかにその情報を開示し、科学的評価を行い、特定有害

移入生物種の指定を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

#### 5 個体等の管理 罰則あり

環境大臣は、特定有害移入生物種の個体等について適正な管理が行われることを確保するため、個体識別の措置や飼養登録、繁殖、逸出や死亡の届け出、特定利用区域（定義について準備中）の指定など、生物種の特性に合わせて、種毎に個体等の管理に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

個体等の管理は、前項 の指針に従うとともに、二 1 の条件に従って行わなければならない。

前項 に対する重大な違反がある場合には、二 1 の許可を取り消すことができる。

何人も、みだりに、特定無害移入生物種以外の移入生物種の個体等を放ち、植栽し、まき、捨て、又は飛散させてはならない。

何人も、故意、又は不注意により、特定無害移入生物種以外の移入生物種の個体等を放ち、植栽し、まき、捨て、又は飛散させた場合、回収の義務を負う。

環境大臣は、特定無害移入生物種以外の移入生物種の管理者等に対して生物多様性の保全のために必要な措置を勧告できる。また重大な事態が生じている場合は、必要な措置を命じることができる。その命令に従わなかった場合には、管理者に代わって必要な措置をとり、それに要した費用を当該管理者等に請求することができる。

管理者等は、及び の決定に関し、環境大臣に対し、不服審査を申立てることができる。

### 三 移入生物種の防除

#### 1 移入生物種の生息又は生育の状況等に関する調査

都道府県は、必要に応じ、当該都道府県の区域内における移入生物種の生息及び生育及び繁殖の状況等に関する調査を行うものとする。

#### 2 移入生物種の防除

都道府県は、1 の調査の結果に基づき、移入生物種のまん延を防止するた

め必要があると認めるときは、当該移入生物種に対し、駆除、排除、封じ込めなど適切かつ必要な防除措置を講ずるものとする。

### 3 特定有害移入生物種（特定島嶼間移入禁止生物種）対策計画の策定と実行

国及び都道府県は、研究者、NPO、利害関係者を含めた特定有害移入生物種（特定島嶼間移入禁止生物種）対策委員会を設置し、特定有害移入生物種及び特定島嶼間移入禁止生物種毎の防除及び生物多様性の回復のための対策計画を策定し、実行しなければならない。

その策定にあたっては、移入生物種評価科学委員会による科学的な評価を基にした中央環境審議会の意見を聴くとともに、広く一般の協力を得られるよう、十分に透明性を確保しなければならない。

### 4 緊急事態への対応

移入生物種評価科学委員会が、ある移入生物種のある地域における対応が緊急に必要と判断した場合、環境大臣は3の計画策定を待たずに迅速にその駆除、排除、封じ込めなど適切かつ必要な防除措置を行うことを国及び都道府県の特定有害移入生物種（特定島嶼間移入禁止生物種）対策委員会に命じることができる。地方公共団体はそれに協力しなければならない。

### 5 代執行の簡易手続き

国及び都道府県の特定有害移入生物種（特定島嶼間移入禁止生物種）対策委員会は、移入種状況調査や防除の際、私有地への立入りや駆除を土地所有者に代わって執行することができるものとし、その手続きを定める。（廃棄物処理法同様な簡易な手続きをここに定める）

## 四 啓発活動等

国及び地方公共団体は、移入生物種の管理、規制について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、国民の理解及び協力を得るため初等教育を含む学校教育および生涯教育の場において啓発活動を推進するものとする。

## 五 法制上の措置等

国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の改正を行わなければならない。また、必要な財政上の措置を講じなければならない。